



2022年度に「プラスチック資源循環促進法」が施行 プラスチック削減へ向けた対策が強化される見通し

プラスチックごみによる海洋汚染や地球規模の気候変動などが、国際的な問題となっていることを背景に、今年6月「プラスチック資源循環促進法」が成立。2022年4月に施行されることになりました。環境省と経済産業省は、プラスチックごみを削減するため、小売店や飲食店などが無料で提供する使い捨てスプーンなど12種類のプラ製品について、有料化や再利用などの対策を義務づけていく方針。今後は、資源ごみの発生抑制、再利用、再生利用に加え、素材の代替が、社会的なルールとして促進されていく見通しです。



業界羅針盤

大手・中堅「スモールM&A」加速 自社物流網強化が主眼

トラック運送事業の賃金調査結果 全職種平均で31万6,600円

4-6月期営業増益が8割 物流上場64社決算 ほか

対策は万全ですか？ 時間外労働の 上限規制への対応

—— 時間外割増賃金も引き上げられる ——

一般社団法人SRアップ21
埼玉会／社会保険労務士 **楠原 正和**＝文

中小企業の時間外労働の 上限時間の規制について

一般企業（中小企業）では、2020年4月より時間外労働の上限規制は、すでに定められています。時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として月45時間で年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければ、これを超えることはできません。臨時的な特別な事情があつて労使が合意をする場合でも、①1年間の時間外労働は720時間以内、②1カ月の時間外労働と休日労働を合わせても100時間未満、③時間外労働の時間数は、2カ月から6カ月の間を平均して80時間以内、④原則となっている月45時間の時間外労働に関しても、これを超えることができるのは年6カ月（6回）となっています。

働き方改革関連法案が 制定された背景

政府は、度重なる過労死や傷病の疾患の事例を考慮し、2018年7月に「働き方改革関連法案」を制定しました。過労死や精神疾患、その他心臓や脳疾患などの原因が長時間労働にあると判断されています。人は生きていく上で、休養を取りこくと、十分な睡眠時間を確保することが必要とされています。過大な時間外労働に起因する過労死、精神を病んでの自殺、その他傷病や大事故の発生のニュース

がたびたび発表される中で、働き方改革関連法案が制定されたのは必然の流れと言えます。

運送業の時間外労働の 上限時間は年間960時間に

2024年4月より、自動車運転業務（運送業ドライバー）の時間外労働の上限は、年間960時間が適用されます。計算上、月平均80時間が目安となりますが、1カ月当たりの上限規定はありません。これに違反すると事業者は「6カ月以下の懲役」または「30万円以下の罰金」に科せられます。これは、1人の違反につき1罰則の適用の可能性もあると言われており、違反対象となる労働者が複数いると、運送事業者にとって大きな損失となる可能性があります。また、2年以上の猶予があると、のんびりとは構えていられません。今からドライバーの労働時間を見直し、規制が適用となるときには、しっかり守れるように対策を講じておく必要があります。これは働き方改革の一環として制定されるもので、大企業より5年、運送業など以外の一般の中小企業より4年遅れてのスタートとなります。運送業が、いきなり時間外規制の対象とするのは難しいとして、政府も4年ほどの猶予期間を設けたのです。時間外労働の上限規制や、その他事項については、一般の業界より緩いものになっています。

時間外割増賃金率が 25%から50%に引き上げ

時間外労働について、もう一つ注意すべき法改正があります。2023年4月から中小企業においても、月60時間を超える時間外労働割増賃金率が現状の25%から50%に引き上げられます。これは運送業も例外ではありません。大企業では、すでに導入済みです。2023年4月以降、月60時間を超える時間外労働の賃金計算の際には、未払い残業代が発生しないように注意する必要があります。

労働基準法違反のリスク

一般的な業務や工場労働において、通常過労死ラインと言われている月間時間外労働時間数は80時間とされています。運送業ドライバーは長距離輸送が多く、単調な高速道路を走行する割合が高いと思われます。長時間労働により、十分な睡眠時間が取れない状況では、大きな事故を起こす可能性が増え、労災が発生するだけではな

く、業務上の刑事責任が問われるケースも出てきます。

また、ドライバーの権利意識が高まる中、未払い残業代や長期間の時間外労働が問題視されるようになってきています。結果として、これらが明るみに出ると、会社自体がブラック企業という烙印を押され、その後の経営に悪影響を及ぼす怖れがあります。

労働時間の短縮は社会的責務

時間外労働問題を是正する必要性について、ご理解いただけたでしょうか。今後、時間外労働を短縮していくには、経営者や労務管理者が中心となって、時間外労働の原因を解明し、問題を解決していかなくてはなりません。ドライバーの労働時間を正確に把握し、今以上にしっかりと管理していくことが求められているのです。そのためには、業務の効率化が必須ですが、ITなどの活用も検討してみるとよいでしょう。運送事業者は、他業界と足並みを揃えて、時間外労働の上限時間を厳守していくことが社会的な責務となっています。

一般社団法人 SRアップ21 (<https://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD「人事労務トラブル110番vol.5」販売中。本誌読者割引あり。お申し込みはホームページから。